

2025 年 8 月 18 日
金沢エナジー株式会社

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により 被災されたお客さまに対するガス・電気料金の特別措置について

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

このたびの大雨により 2025 年 8 月 7 日に、石川県金沢市において災害救助法が適用されました。

地域密着の総合エネルギー企業である当社といたしましては、家屋損壊等の被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合に、下記のとおり、ガス料金および電気料金にかかる特別措置を実施いたします。

記

1. 対象お客さま

石川県金沢市で当社とガス（簡易ガスを含みます）または電気のご契約があり、家屋損壊等の被害に遭われ、かつ、当社にお申し出があったお客さま

2. 特別措置の内容

特別措置	内 容
① 支払期限日（※ 1）の延長	被災されたお客さまの 2025 年 7 月分、8 月分、9 月分および 10 月分のガス料金（※ 2）ならびに電気料金の支払期限日を各々 1 か月間延長します。
② 不使用月のガス料金（※ 3） ならびに電気料金の免除	被災されたお客さまが、被災時から引き続き全くガス・電気を使用されなかった月のガス料金（※ 3）ならびに電気料金は、6 か月間（2025 年 9 月分～2026 年 2 月分）に限り申し受けません。

※ 1：ガス料金については、当社が料金計算を行った日の翌日から起算して、2025 年 7 月分は 50 日目の日、2025 年 8 月分以降は 30 日目の日

電気料金については、当社が料金計算を行った日の翌日から起算して 50 日目の日

※ 2：ガス警報器のリース料金を含みます

※ 3：ガス警報器のリース料金を除きます

3. お申し込み方法

当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。

4. お問い合わせ先

金沢エナジー コールセンター（ナビダイヤル 0570-001874）

（受付時間 9 時 00 分～17 時 30 分、休業日 1 月 1 日～3 日）

※ I P 電話・海外からご利用の場合は 076-214-8470 へおかけください

以 上